令和８年９月 14 日
第２回宿泊衛生専門委員会　可決

信州やまなみ国スポ　高森町医療救護要項

１　趣旨

この要項は、「第 82 回国民スポーツ大会高森町医事・衛生基本計画」に基づき、第 82 回国民スポーツ大会「信州やまなみ国スポ」（以下「国スポ」という。）ならびに前年 2027 年に行われる競技別リハーサル大会における医療救護について万全を期するため、必要な事項を定める。

なお、本要項は、公益財団法人日本スポーツ協会作成の「国民スポーツ大会における医療・救護ガイドライン」および「国民スポーツ大会 開催基準要項細則」に準拠して実施するものとする。

２　実施方法

信州やまなみ国スポ高森町実行委員会（以下「町実行委員会」という。）は、信州やまなみ国スポ・全障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関、関係団体等の協力を得て医療救護を実施する。この場合において、町実行委員会は、必要に応じて専門的な知見を有する者の意見を聴くことができるものとする。

３　救護所の設置

（１）設置場所

救護所は、競技会場周辺の適切な場所に設置し、緊急時における搬送動線（Emergency Action Plan：EAP に基づく動線）がスムーズに確保できるよう配慮する。

（２）人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師、救急隊員等を配置する。なお、派遣要請等の詳細については、関係機関・関係団体等と別途協議して定める。

（３）その他

救護所には、必要に応じて医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。以下同じ。）、医療器具、ＡＥＤ等を配備する。なお、配備内容等の詳細については、関係機関・関係団体等と別途協議して定める。

４　医療救護体制

医療救護体制については、迅速かつ適切な救急対応を行うとともに、傷病者を速やかに医療機関および医療資格者に引き継ぐため、次のとおり対応する。

（１）緊急時対応計画（EAP）の策定

町実行委員会は、「国民スポーツ大会における医療・救護ガイドライン」等に基づき、高森町で開催される競技特性に応じた具体的な「緊急時対応計画（EAP）」を策定するものとする。

（２）救護所における医療救護

救護所では、傷病者に対する応急処置を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。

（３）練習会場における医療救護

練習会場に医薬品等を配備するとともに、必要に応じて係員等を配置する。

（４）宿舎における医療救護

宿舎において、国スポ参加者等に傷病者が発生した場合には、宿舎提供者が必要に応じて医療機関の紹介又は救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに高森町実施本部に連絡する。また、町実行委員会は、本役割について宿舎提供者への周知に努める。

（５）救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途、関係機関、関係団体等と協議して定める。

５　医療費の負担

救護所での応急処置に係る費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

６　個人情報の取り扱い

町実行委員会は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）および高森町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年高森町条例第６号）をはじめ、関係法令に基づく場合を除き、個人情報を第三者に提供しない。ただし、競技中や会場内で負傷・発病した場合、搬送先医療機関、救急隊、日本スポーツ協会、その他救護に必要な機関に対し、傷病者の氏名、症状、連絡先等の必要最小限の個人情報を提供することがある。

７　その他

（１）この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（２）競技別リハーサル大会における医療救護についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、専門委員会の議決の日から施行する。